

## 支 部 規 程

(目的)

第1条 この規程は定款施行規則第26条に基づき、本会支部に関する事項について定めることを目的とする。

(支部)

第2条 各支部の事務所所在地および支部に所属する都道府県の範囲を別表1に掲げる。

(支部会員)

第3条 支部会員は所属する都道府県に在住または勤務する本会会員とする。

(支部事業賛助会社)

第4条 支部は、支部活動の目的に賛同する法人・団体・事業所を支部事業賛助会社とすることができる。但し、当該支部の管轄する都道府県に所在する法人・団体・事業所に限り、また支部事業賛助金は支部事業賛助会社の当該地域の権限で裁量できる範囲の額とする。

(支部運営組織員)

第5条 支部は以下の支部運営組織員で運営する。

(1)支部長 支部を代表し、支部の会務を処理する。

(2)支部委員 支部長を補佐し、支部の会務を処理する。

(支部運営組織員の選出)

第6条 前条の支部運営組織員は次の方法により選出する。

(1)支部長 支部委員の互選により選出

(2)支部委員 支部正会員の互選により選出

2. 本会の理事である支部会員は、その任期中は支部委員となることができる。

3. 支部運営組織員の詳細は、支部細則で定める。

(支部運営組織員の任期)

第7条 支部運営組織員の任期は原則として2年とする。

(支部顧問および幹事)

第8条 支部に支部顧問および支部幹事を置くことができる。その数は支部細則に定める。

(1)支部顧問はかつて支部長であった者ならびに支部活動に著しい貢献のあった者とし、支部委員会において意見を述べることができる。

(2)支部幹事は支部正会員の中より支部長が委嘱し、支部長および支部委員の意を受けて会務を処理する。

(支部事業)

第9条 支部事業は次のとおりとする。

(1)講演大会の開催

(2)講演会、研究会、座談会等の開催

(3)国際会議の開催

(4)見学会の実施

(5)表彰事業の実施

(6)その他必要と認める事業

(支部会議)

第10条 支部の事業を遂行するために、原則として年1回支部会議を、必要に応じ臨時支部会議を、ならびに支部委員会を開催する。

(支部経費)

第11条 経費は日本鉄鋼協会本部からの交付金、事業収入、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

(支部長会議)

第12条 支部活動の円滑な運営、その他支部に関する事項を検討するため、本会に支部長会議を置く。

2. 支部長会議は会長、副会長(部門長)、専務理事および支部長で構成する。なお、必要に応じて協力委員に出席を依頼することができる。

(支部細則)

第13条 各条文の運用については、必要に応じて各支部にて細則を定めることができる。

(規程の変更または廃止)

第14条 この規程の変更または廃止は支部長会議の議決を経て、理事会の承認を要する。

付 則

この規程は平成24年8月1日より施行する。

(2023年2月17日一部変更理事会議定、即日施行)

別表1 支部の所在地と管轄都道府県

| 支部名  | 事務所        | 支部の範囲                      |
|------|------------|----------------------------|
| 北海道  | 支部長の定めるところ | 北海道                        |
| 東北   | 支部長の定めるところ | 青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島          |
| 北陸信越 | 支部長の定めるところ | 新潟、富山、石川、福井、長野             |
| 東海   | 支部長の定めるところ | 愛知、岐阜、三重、静岡                |
| 関西   | 支部長の定めるところ | 京都、大阪、兵庫、滋賀、奈良、和歌山         |
| 中国四国 | 支部長の定めるところ | 広島、岡山、鳥取、島根、山口、愛媛、高知、香川、徳島 |
| 九州   | 支部長の定めるところ | 福岡、熊本、長崎、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄   |